

汚水処理施設には、下水道法に基づく下水道とその他の汚水処理施設があります。汚水処理のための下水道には、1つの市町村で行う公共下水道※1と、2つ以上の市町村がまとまって行う流域下水道※2の2つの方式があります。

津島市では、市単独で処理場を持つ**単独公共下水道**と県が管理する流域下水道に接続する**流域関連公共下水道**の2つの方式をとっています。

